

総社市教育委員会告示第5号

総社市立学校における医療的ケアの実施体制の整備に関する運営協議会設置要綱を次のとおり定める。

令和8年3月19日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市立学校における医療的ケアの実施体制の整備に関する運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 総社市立学校における医療的ケアの実施に必要な事項を協議するため、総社市立学校における医療的ケアの実施体制の整備に関する運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）の教育対応に関すること。
- (2) 医療・保健・福祉関係機関との連携に関すること。
- (3) 医療的ケアの実施に係る校内体制に関すること。
- (4) 医療的ケア児に対する日常的・応急的対応の範囲に関すること。
- (5) 医療的ケアの実施に係る研修に関すること。
- (6) その他総社市立学校における医療的ケアの実施体制の整備に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健・福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が定まっていないときの招集は、教育長がこれを行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、関係行政機関職員及び関係学校長等を会議に参加させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。